

## 小松市事業者用生ごみ処理機及びコンポスト等設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市内の事業所から排出される生ごみ(一般廃棄物に限る。)の資源化及び減量化の促進を図るため、事業者用生ごみ処理機及びコンポスト等設置に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては小松市補助金交付規則(昭和45年小松市規則第19号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象品目)

第2条 補助金の交付を受けることができる事業者用生ごみ処理機及びコンポスト等(以下「機器」という。)は、次に掲げる要件に適合した製品として市販されているものとする。

(1) 生ごみ処理機

ア 電力を利用して稼働し、材質が耐水性及び耐久性を備えたもの

イ 生ごみの処理能力が日量15キログラム以上のもの

(2) コンポスト等 材質が耐水性及び耐久性を備えたもの

2 前項の規定にかかわらず、ディスポーザータイプのものは、補助の対象としないものとする。

(補助金の交付対象者等)

第3条 補助金の交付対象者は、市内に事業所を有し事業を1年以上営んでいる個人事業者及び法人その他の団体並びに市内の町内会のうち、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

(1) 機器を、自らの事業所から排出される生ごみの処理に活用しようとする者

(2) 市税等の滞納がない者

2 補助を受ける台数については、1事業所に対して生ごみ処理機については1台とし、コンポスト等については2台限りとする。

(交付条件)

第4条 補助金の交付を受けた者は、機器を他人に譲渡、交換、貸付け又は廃棄してはならない。ただし、設置から5年を経過した場合、または、機器の故障(正常な使用の範囲内において故障した場合に限る。)により、廃止または、休止する場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、機器本体の購入に要する経費に次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる補助割合を乗じて算出し、千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。ただし、補助限度額は、同表の左欄の区分に応じ、右欄に掲げる額とする。

処理機の性能（1日当りの最大処理量）	補助割合	補助限度額
生ごみ処理機	15k g～30k g	3分の1
	30k g～	3分の1
コンポスト等	なし	2分の1

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事業者用（生ごみ処理機・コンポスト等）設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に、必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 補助を受けた者は、事業終了後当該年度末までに、事業者用（生ごみ処理機・コンポスト等）設置事業実績報告書（様式第2号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の請求）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、前条の規定により実績報告の提出後に、請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（受給者の責務）

第9条 この要綱により補助金の交付を受けた者は、当該機器を常に良好な状態で保持できるように維持管理に努めなければならない。

（補助金交付の取消し）

第10条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な行為により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。